

政治団体設立届

(届出年月日) 令和 年 月 日

総務大臣 殿
福岡県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名 【署名又は記名押印】

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

団体名称	(ふりがな)		政治団体の区分			
			☐ 政党の支部 ☐ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部 ☐ ()			
			国会議員関係政治団体の区分			
			政治資金規正法第19条の7第1項 ☐ 第1号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 第2号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 第3号に係る国会議員関係政治団体			
目的	別紙のとおり	組織年月日		令和 年 月 日		
主たる事務所の所在地	〒 福岡県 電 話					
主たる活動区域						
	(ふりがな) 氏 名	住 所		生年月日	選任年月日	
代 表 者	()	〒 電 話		☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 年 月 日	令和 年 月 日	
会 計 責 任 者	()	〒 電 話		☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 年 月 日	令和 年 月 日	
会計責任者の職務代行 者	()	〒 電 話		☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 年 月 日	令和 年 月 日	
支部の有無	☐ 有 ☐ 無		課税上の優遇措置の適用関係の有無		☐ 有 ☐ 無	
政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類					
政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな) 公職の候補者の氏名 ()		公職の候補者に係る公職の種類			
政治資金規正法第19条の7第1項 第3号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな) 主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名 ()		主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類			
	()					
	(ふりがな) 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名 ()		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類			
	()					

(政治団体設立届 備考)

- 1 この届は、法第6条第1項の規定により、組織の日又は政治団体となった日から7日以内に、郵便によることなく持参提出しなければならないこと。ただし、法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となった団体にあつては、法第19条の8第1項の規定による通知を受けた日から7日以内に、郵便によることなく持参提出しなければならないこと。
- 2 代表者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 該当する「□」に「レ」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号〇〇会館〇〇号室」又は「福岡県〇〇郡〇〇町大字〇〇1234番地」というように詳細に記載すること。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内にある政治団体にあつては、例えば、「福岡県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 7 政党の支部又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。
- 8 政党の支部にあつては、「政党の状況等に関する届」及び「支部証明書」を添付すること。
- 9 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。

なお、次の政治団体は課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体に該当するが、②③の場合は、国会議員（候補者等を含む。）については、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知が、その他については、被推薦者が当該政治団体によって推薦され、支持されることを承諾する旨を記載した「被推薦書」が提出されていることが必要である。また、④に該当する政治団体の場合、優遇措置の適用を受けるためには、当該政治団体の主宰者又は主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名を記載した「国会議員氏名届」が提出されていることが必要であること。
- ① 政党及びその支部
- ② 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、政令指定都市の市長、政令指定都市の議会の議員の職にある者を推薦、支持することを本来の目的とする団体（規約の目的に被推薦者が明確にされていることが必要。）
- ③ ②に掲げる特定の公職の候補者又は候補者となろうとする者を推薦、支持することを本来の目的とする団体（規約の目的に被推薦者が明確にされていることが必要。）

この場合、優遇措置を受けられるのは、被推薦者が立候補の届出をした日の属する年と、その前年中にされた寄附に限られる。
- ④ 衆議院議員若しくは参議院議員が主宰する団体又はその主要な構成員（その団体の役職員又は構成員の過半数を占めているような場合をいう。）が衆議院議員若しくは参議院議員である団体
- 10 「国会議員関係政治団体」欄の中の、「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」及び「公職の候補者に係る公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 11 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員が多数の場合には、「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」欄は別紙として添付すること。